

**燕市に移住してテレワーク**する人に、

**最大84万円**の補助金を交付します!!

新潟県外から燕市に転入し、新潟県内でテレワーク勤務※する人を対象に、①賃貸住宅の家賃に対して最大36万円、②所属する事業所に通勤する際の交通費に対して最大48万円を補助します。

※テレワーク勤務：自宅又は自宅に準ずる場所若しくは本人が所属する事業所以外で企業等が指定する県内の施設等において行う、情報通信機器を利用した業務をいう。  
企業に所属している雇用型テレワーカー、県外において事業活動を行い新潟県内でテレワークを行う個人事業主、県外の法人代表者であり新潟県内でテレワークを行う法人代表者が対象となります。

#### 【共通する要件】

- ・新潟県外から燕市に転入し、市外へ転出する見込みがないテレワーカーであること
- ・県外に所属する事業所から、転入日以降に新潟県内で行うテレワーク勤務を認められていること
- ・転入日から180日以内に申請すること
- ・申請者本人と同一の世帯に属する全員の市税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税）に未納がないこと
- ・申請者本人と同一の世帯に属する全員が国家公務員または地方公務員ではないこと など

#### 【①家賃補助】

**補助対象経費** 家賃から住宅手当等を控除した額  
※公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等に係る家賃は対象外。

**補助率等** 月額家賃の**2分の1**、  
1か月あたり**上限15,000円**  
**最長で24か月**（最大で36万円補助）

**提出書類** ・補助金交付申請書（様式第1号）  
・テレワーク勤務証明書（様式第2号）  
・世帯全員分の住民票（謄本）  
・前年度の世帯全員分の納税証明書（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税）  
・賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

#### 【②交通費補助】

**補助対象経費** 所属する事業所への通勤、又は事業を継続するために必要な拠点となる取引先に移動するために支払った以下の交通費  
・公共交通機関の利用料  
・高速道路の利用

**補助率等** 交通費の**2分の1**、  
1回あたり**上限10,000円**  
**1月につき4回を限度とし、最長で12か月**  
（最大で48万円補助）

**提出書類** ・補助金交付申請書（様式第1号）  
・テレワーク勤務証明書（様式第2号）  
・世帯全員分の住民票（謄本）  
・前年度の世帯全員分の納税証明書（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税）

補助を受けるために必要な要件を確認するため、事前に必ずお問い合わせください。

申請期限（転入日から180日）直前の申請は、必要な書類が揃わず、条件を満たしていても申請できない場合がありますので、早めにご相談ください。

#### 【お問い合わせ】

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市企画財政部 地域振興課 交流推進係

TEL 0256-77-8364 / Mail : chiiki@city.tsubame.lg.jp



(家賃補助金HP)



(交通費補助金HP)